

## 青年農業者連絡協議会と農地中間管理事業に関する協定を締結！

(公財)えひめ農林漁業振興機構は、平成28年5月26日(木)に、愛媛県農林水産部の玉田部長を立会人として、愛媛県青年農業者連絡協議会と農地中間管理事業の活用促進にかかる協定を締結しました。

協定では、①協議会と機構は連携して農地中間管理事業の周知に努めるとともに、協議会会員に利用を働きかける。②機構は、農地中間管理事業に関する説明会や意見交換会等を実施して、協議会の意見要望を踏まえた事業の推進に努めるとともに、協議会に青年農業者や新規就農者の借受希望農地等に関する情報を提供する。③協議会は、その会員が把握する貸付可能な農地情報を機構に提供するように会員に働きかけることとしています。

機構では、農地中間管理事業を通じて、えひめ農業の未来を担う青年農業者の経営発展を支援するとともに、新規就農希望者の定着促進につなげていきます。



協定を結んだ(公財)えひめ農林漁業振興機構の三好理事長(左)、青年農業連絡協議会の天野会長(中)、立会人の玉田農林水産部長(右)

農地中間管理事業の推進に関する協定書

愛媛県青年農業者連絡協議会(以下「甲」という。))と公益財団法人えひめ農林漁業振興機構(以下「乙」という。))は、青年農業者による農地集積と新規就農者の農地確保を推進するため、愛媛県を立会人として次のとおり協定を締結する。

(取組内容)

第1条 甲及び乙は、次に掲げる事項に取り組む。

(1) 甲は、甲の会員に対し乙と連携して農地中間管理事業の周知に努めるとともに、会員に利用を働きかける。

(2) 乙は、甲に対し農地中間管理事業に関する説明会や意見交換会等を実施して、甲の意見要望を踏まえた事業の推進に努めるとともに、甲に青年農業者や新規就農者の借受希望農地等に関する情報を提供する。

(3) 甲は、前号の乙が提供する情報に対して、甲の会員が把握する貸付可能な農地情報を乙に提供するように会員に働きかける。

(有効期間)

第2条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、甲、乙のいずれかが期間満了の3か月前までに協定の更新をしない旨の意思表示を行わない場合は、さらに1年間を延長し、以後も同様とする。

(協議)

第3条 この協定に定める事項について疑義を生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙及び立会人記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年5月26日

甲 愛媛県青年農業者連絡協議会  
会長 天野 雄造

乙 公益財団法人 えひめ農林漁業振興機構  
理事長 三好 大三郎

立会人 愛媛県農林水産部  
部長 玉田 光孝